

令和6年度湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ管理運営委員会会議次第

日 時 令和6年11月5日（火）
午後2時30分～

場 所 湖北広域行政事務センター
工場棟3階 大会議室

1. 開 会

2. 管理者挨拶

3. 委員及び事務局の紹介

4. 委員長及び副委員長の選任

5. 議 題

（1）令和5年度・令和6年度上半期クリスタルプラザの運営状況について

（2）その他

- ・滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定について
- ・クリスタルプラザ解体撤去工事における地下工作物の取扱いについて

6. 閉 会

○會議資料 目次

資料ア	クリスタルプラザ管理運営委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料イ	クリスタルプラザ管理運営委員会に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	2、3

議題（１）令和５年度・令和６年度上半期クリスタルプラザの運営状況について

資料 1	平成 2 6 年度～令和 5 年度可燃ごみ収集・持込量内訳	4
資料 2	令和 5 年度 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績表	5
資料 3	令和 6 年度上半期 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績表	6
資料 4	平成 2 6 年度～令和 5 年度ごみ焼却処理施設運転管理状況	7
資料 5	令和 5 年度ごみ焼却処理施設運転管理状況	8
資料 6	令和 6 年度上半期ごみ焼却処理施設運転管理状況	9
資料 7	令和 5 年度排ガス測定分析結果（下半期分）	10
資料 8	令和 6 年度排ガス測定分析結果（上半期分）	11
資料 9	令和 6 年度悪臭測定分析結果	12
資料10	排ガス中の水銀の分析結果	13

議題（２）その他

資料11 滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定について・・・14

資料12 クリスタルプラザ解体撤去工事における地下工作物の取扱いについて・・・15

參考資料 別冊

○湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ管理運営委員会に関する規則
(平成 10 年 9 月 18 日規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖北広域行政事務センターごみ焼却処理施設ならびにリサイクルプラザの設置および管理に関する条例（昭和 44 年湖北広域行政事務センター条例第 8 号）第 7 条の規定に基づく湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) 湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ（以下「クリスタルプラザ」という。）の管理および運営に関すること。
- (2) クリスタルプラザに係る公害の防止および環境の保全に関すること。
- (3) その他クリスタルプラザの管理運営に関し必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、自ら調査、審議して管理者に建議することができるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 湖北広域行政事務センター議会議員
- (3) 設置市の担当部長
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体の代表者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を 1 人および副委員長を 2 人置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 5 条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、管理者が委嘱する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員の半数以上から会議開催の請求があつたときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、専門的に審議する必要があると認める事項が生じたときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもつて組織する。

(関係者の出席)

第8条 委員会および部会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、所掌事務について説明または報告をさせることができる。

(委員会等の運営)

第9条 委員会および部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮つて定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、クリスタルプラザにおいて処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 10 年 10 月 16 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 11 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 8 月 25 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 21 年 12 月 18 日規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

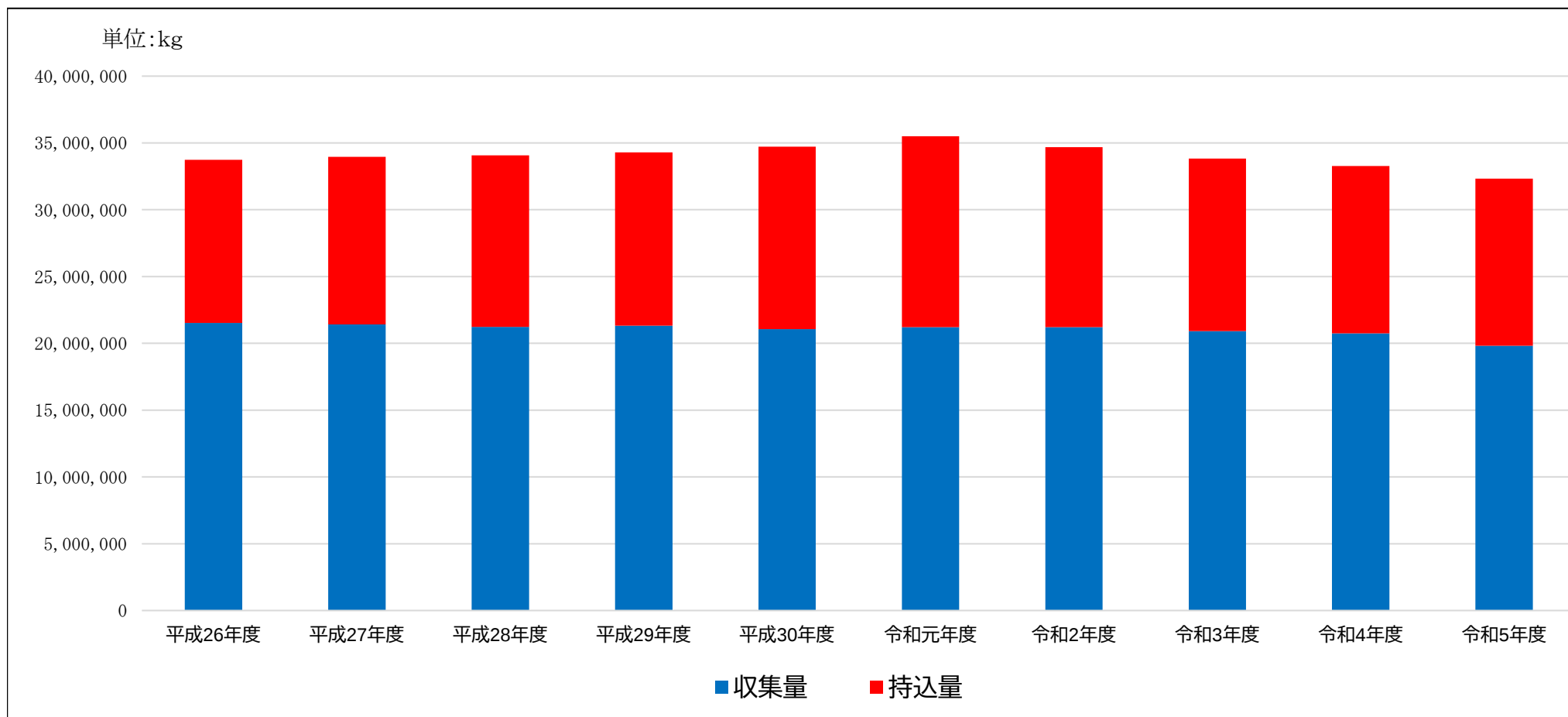
附 則 (令和 2 年 4 月 1 日規則第 9 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成26～令和5年度可燃ごみ収集・持込量内訳

(単位:kg)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集量	21,526,440	21,409,970	21,233,640	21,330,680	21,063,320	21,213,820	21,212,270	20,909,960	20,748,400	19,824,200
持込量	12,206,490	12,545,120	12,841,070	12,964,600	13,662,100	14,278,660	13,476,260	12,921,890	12,530,350	12,496,090
合計	33,732,930	33,955,090	34,074,710	34,295,280	34,725,420	35,492,480	34,688,530	33,831,850	33,278,750	32,320,290



令和5年度 クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績表

資料 2

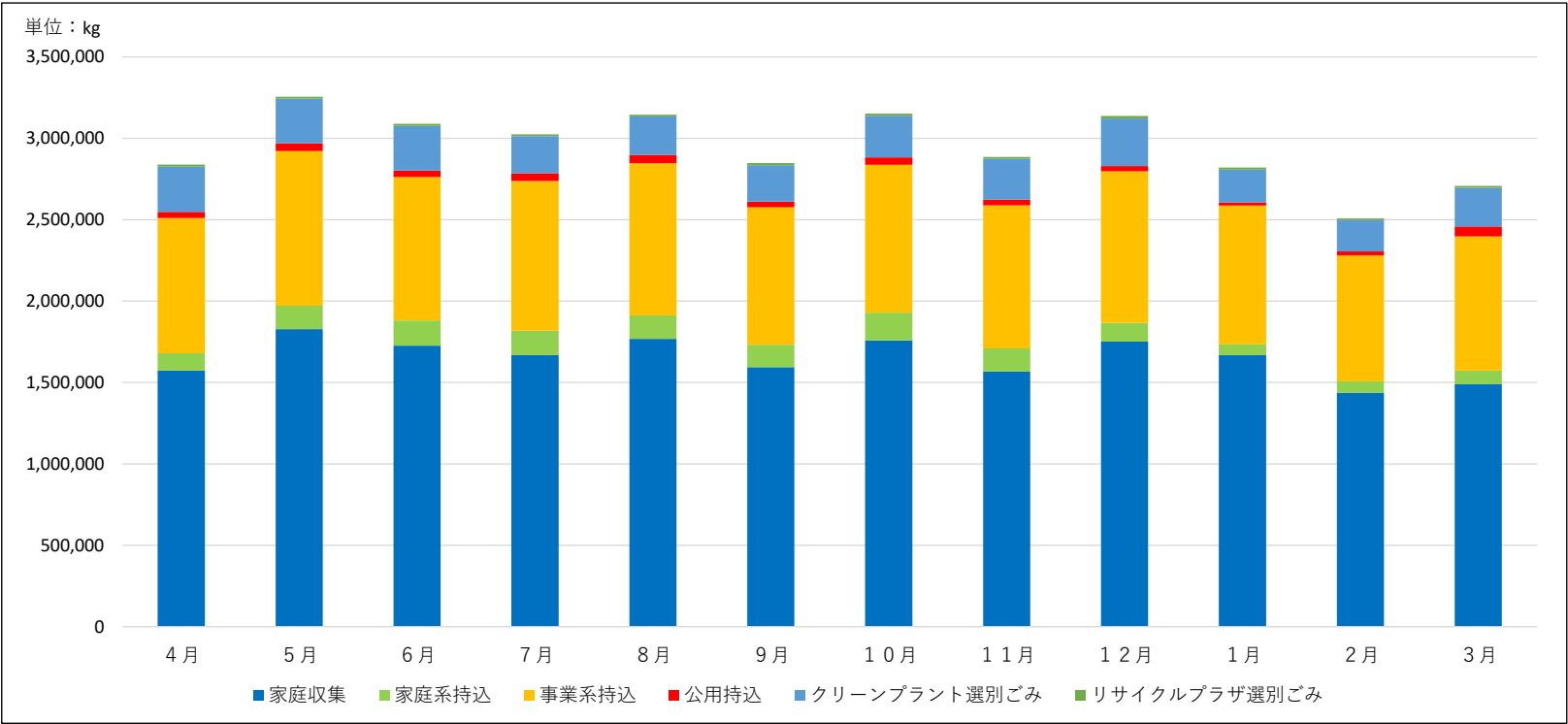
(単位 : kg)

項目 \ 月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計	R 4	対前年度比
家庭収集		1,573,300	1,827,420	1,726,020	1,667,700	1,767,500	1,593,800	1,759,290	1,566,530	1,750,490	1,668,380	1,435,040	1,488,730	19,824,200	20,748,400	-4.5%
持込	家庭系持込	106,350	143,930	154,300	151,030	145,130	137,880	169,270	143,500	115,500	65,260	72,220	85,040	1,489,410	1,522,930	-2.2%
	事業系持込	830,190	949,960	881,320	918,660	933,570	845,010	908,310	878,650	930,650	852,790	773,070	823,290	10,525,470	10,535,650	-0.1%
	公用持込	38,560	47,490	40,700	47,660	52,430	34,330	45,930	34,870	32,910	20,320	24,460	61,550	481,210	471,770	2.0%
クリーンプラント選別ごみ		276,790	274,530	273,860	227,940	235,380	223,920	255,640	249,950	292,470	200,530	192,380	236,760	2,940,150	2,999,940	-2.0%
リサイクルプラザ選別ごみ		13,950	12,530	12,530	11,590	11,290	13,500	12,510	11,750	14,690	12,930	11,010	11,730	150,010	161,410	-7.1%
合計		2,839,140	3,255,860	3,088,730	3,024,580	3,145,300	2,848,440	3,150,950	2,885,250	3,136,710	2,820,210	2,508,180	2,707,100	35,410,450	36,440,100	-2.8%

※クリーンプラント選別ごみ：不燃ごみ、粗大ごみの破砕により発生した可燃物

※リサイクルプラザ選別ごみ：プラスチック製容器包装の選別作業で発生したリサイクル不適物

- 5 -



令和6年度上半期　クリスタルプラザ可燃ごみ搬入量実績表

資料 3

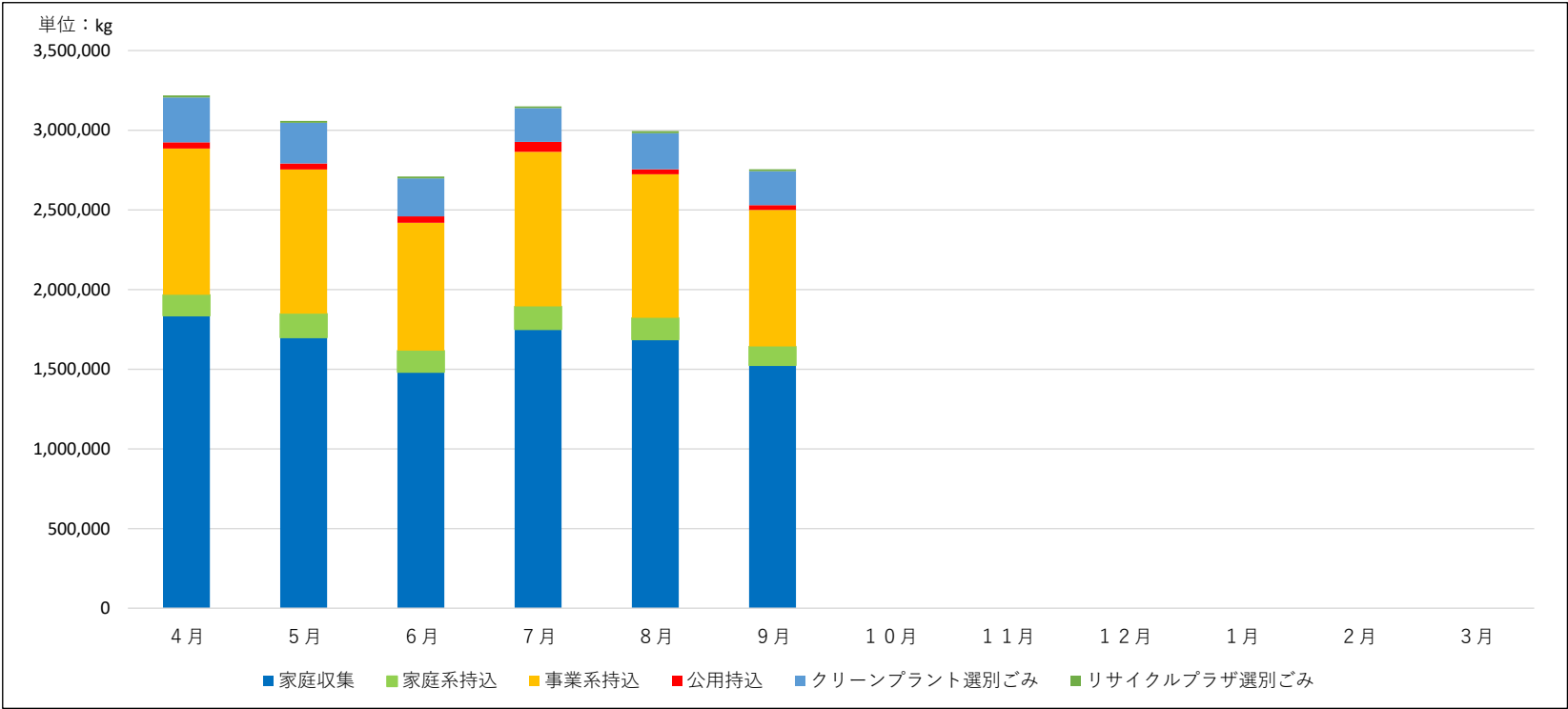
(単位：kg)

項目 \ 月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計	R 5 (4月～9月)	対前年度比
家庭収集		1,834,920	1,699,050	1,480,820	1,749,610	1,685,820	1,524,180	0	0	0	0	0	0	9,974,400	10,155,740	-1.8%
持込	家庭系持込	131,500	149,770	136,050	144,680	136,800	119,020	0	0	0	0	0	0	817,820	838,620	-2.5%
	事業系持込	918,330	905,380	802,180	970,190	900,580	856,920	0	0	0	0	0	0	5,353,580	5,358,710	-0.1%
	公用持込	39,070	36,710	40,180	61,810	31,990	29,570	0	0	0	0	0	0	239,330	261,170	-8.4%
クリーンプラント選別ごみ		281,850	255,650	238,440	213,370	226,180	213,840	0	0	0	0	0	0	1,429,330	1,512,420	-5.5%
リサイクルプラザ選別ごみ		12,200	12,100	11,340	10,400	12,650	10,740	0	0	0	0	0	0	69,430	75,390	-7.9%
合計		3,217,870	3,058,660	2,709,010	3,150,060	2,994,020	2,754,270	0	0	0	0	0	0	17,883,890	18,202,050	-1.7%

※クリーンプラント選別ごみ：不燃ごみ、粗大ごみの破砕により発生した可燃物

※リサイクルプラザ選別ごみ：プラスチック製容器包装の選別作業で発生したリサイクル不適物

- 6 -



平成26～令和 5 年度ごみ焼却処理施設運転管理状況

項 目	単 位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ご み 焼 却 量	kg/月	3,356,043	3,406,411	3,461,437	3,677,170	3,420,953	3,368,688	3,448,587	3,330,615	3,269,832	3,156,435
焼 却 灰 の 量	kg/月	360,388	369,072	359,161	354,943	369,752	381,168	375,945	359,406	352,324	340,193
補助燃料量（灯油）	ℓ/月	2,633	2,638	2,780	2,472	2,682	3,132	2,664	2,874	2,898	2,896
1 号 炉 焼 却 実 働 時 間	H/月	470	526	508	534	561	556	583	547	535	511
2 号 炉 焼 却 実 働 時 間	H/月	522	464	488	528	542	520	592	513	526	528
1 号 炉 内 温 度	℃ / 平 均	922	922	925	925	931	932	934	943	949	955
2 号 炉 内 温 度	℃ / 平 均	923	927	927	923	936	935	935	942	944	947

令和 5 年度 ごみ焼却処理施設運転管理状況

項 目	単 位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	月平均
ご み 焼 却 量	kg	3, 228, 410	3, 273, 700	3, 481, 760	3, 219, 110	2, 739, 120	4, 019, 650	2, 580, 350	3, 134, 720	3, 510, 700	2, 783, 020	3, 001, 570	2, 905, 110	3, 156, 435
焼 却 灰 の 量	kg	367, 390	377, 940	387, 950	356, 690	272, 640	398, 660	315, 240	304, 280	367, 240	314, 850	325, 540	293, 890	340, 193
補 助 燃 料 量	リットル	1, 731	1, 930	2, 394	2, 094	1, 175	1, 928	2, 467	3, 426	3, 735	2, 766	4, 939	6, 172	2, 896
1 号炉焼却実働時間	H	327	744	376	525	118	720	614	720	589	213	494	687	511
2 号炉焼却実働時間	H	720	400	717	593	744	590	309	278	588	624	502	276	528
1 号 炉 内 温 度	℃	956	950	948	949	951	962	952	963	958	959	958	957	955
2 号 炉 内 温 度	℃	944	928	950	943	954	955	930	948	950	948	954	954	947

令和 6 年度 ごみ焼却処理施設運転管理状況

項 目	単 位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	月平均
ご み 焼 却 量	kg	3, 475, 390	3, 061, 210	3, 155, 500	3, 301, 150	2, 716, 280	3, 559, 390							3, 211, 487
焼 却 灰 の 量	kg	389, 140	410, 450	315, 680	378, 540	252, 500	389, 130							355, 907
補 助 燃 料 量	リットル	1, 816	2, 615	2, 573	1, 956	1, 055	1, 784							1, 967
1 号 炉 焼 却 実 働 時 間	H	376	665	551	621	186	720							520
2 号 炉 焼 却 実 働 時 間	H	720	382	720	519	744	567							609
1 号 炉 内 温 度	℃	970	947	935	934	950	941							946
2 号 炉 内 温 度	℃	961	951	930	930	941	934							941

令和5年度 排ガス測定分析結果（下半期分）

採取場所：煙突サンプリング口

分析項目	単位	法規制値	協定値	炉別測定分析結果		備 考
				1 号 炉	2 号 炉	
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	50	50	1.5未満	1.5未満	測定日： 1号炉は令和5年12月19日 2号炉は令和5年12月20日 ※硫黄酸化物K値 長浜市14.5 ※各数値については 酸素12%換算値
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	250	125	87	93	
ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.007	0.003	
塩化水素 (HCL)	ppm	430	100	5.3未満	5.6	
一酸化炭素 (CO)	ppm	100	100	6未満	6未満	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5	0.1	0.00019 0.00025	0.0088 0.0029	測定分析機関： 上段が ㈱日吉 下段が ㈱近畿分析センター

※ng（ナノグラム）：質量の単位で10億分の1グラムを示します。

令和6年度 排ガス測定分析結果（上半期分）

採取場所：煙突サンプリング口

分析項目	単位	法規制値	協定値	炉別測定分析結果		備 考
				1 号 炉	2 号 炉	
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	50	50	1.6未満	1.6未満	測定日： 1号炉は令和6年7月3日 2号炉は令和6年7月4日 ※硫黄酸化物K値 長浜市14.5 ※各数値については 酸素12%換算値
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	250	125	83	78	
ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	0.005	0.002未満	
塩化水素 (HCL)	ppm	430	100	6.7	5.0	
一酸化炭素 (CO)	ppm	100	100	6未満	6未満	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5	0.1	0.0064 0.014	0.014 0.00078	測定分析機関： 上段が (株)日吉 下段が (株)近畿分析センター

※ng（ナノグラム）：質量の単位で10億分の1グラムを示します。

令和6年度悪臭測定分析結果

資料9

(令和5年度)

	単位	令和6年7月23日		長浜市	協定値
		風上	風下		
サンプル条件					
天候	－	晴	晴		
気温	℃	31	32		
湿度	%	65	63		
風向	－	南南西	南南西		
風速	m/s	0.3～1.4	0.3～1.4		
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	1	0.6
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	0.002	0.0007
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	0.02	0.006
硫化メチル	ppm	<0.0008	<0.0008	0.01	0.002
二硫化メチル	ppm	<0.0008	<0.0008	0.009	0.003
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	0.005	0.001
アセトアルデヒド	ppm	0.003	0.001	0.05	0.01
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	0.05	0.02
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009	0.003
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.02	0.008
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0008	<0.0008	0.009	0.004
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0008	<0.0008	0.003	0.001
イソブタノール	ppm	<0.05	<0.05	0.9	0.2
酢酸エチル	ppm	<0.05	<0.05	3	1
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.05	<0.05	1	0.7
トルエン	ppm	<0.05	<0.05	10	5
キシレン	ppm	<0.05	<0.05	1	0.5
スチレン	ppm	<0.03	<0.03	0.4	0.2
プロピオン酸	ppm	<0.002	<0.002	0.03	0.01
ノルマル酪酸	ppm	0.0003	<0.0001	0.001	0.0004
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00008	<0.00008	0.0009	0.0005
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	0.0002	0.001	0.0004
臭気強度（6段階強度表示法）	－	0	0	－	－

臭気強度目安【6段階臭気強度表示法】

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できる臭い
2	何の臭いであるか分かる弱い臭い
3	楽に感知できるにおい
4	強い臭い
5	強烈な臭い

排ガス中の水銀の分析結果

分析項目		試料採取日	分析値	改正大気汚染防止法の基準値 (平成30年4月1日～)
全水銀	1号炉	令和元年7月10日	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$
	2号炉	令和元年7月11日	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	1号炉	令和元年11月20日	3.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	2号炉	令和元年11月21日	2.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	1号炉	令和元年12月18日	0.18 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	2号炉		1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和2年6月10日	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉	令和2年6月11日	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和2年7月9日	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和2年11月18日	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	2号炉	令和2年11月19日	1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	
	1号炉	令和3年6月16日	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉	令和3年6月17日	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和3年9月28日	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和4年1月19日	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和4年6月8日	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉	令和4年6月9日	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和4年9月15日	1.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和5年1月20日	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和5年7月13日	1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉	令和5年7月14日	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和5年9月20日	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和6年2月14日	1.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉		1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	1号炉	令和6年7月3日	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	
	2号炉	令和6年7月4日	1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 未満	

滋賀県災害時等のごみ処理に係る県内ごみ処理施設相互応援協定について

1. 目的

滋賀県と県内各市町・湖北広域行政事務センターを含む一部事務組合が災害等の発生に備え、ごみ処理に関する総合的な相互応援を実施するために協定を締結しようとするものです。

2. 現在の状況

滋賀県と県内各市町及び一部事務組合で応援協定の範囲等を協議しています。

3. 湖北広域行政事務センターが協定に参画する条件

応援協定の対象となる事態

- ・災害対策基本法第2条第1項に基づく災害

対象となるセンターのごみ処理施設と処理方法

- ・クリスタルプラザ（焼却処理施設）での中間処理まで
- ・クリーンプラント（粗大ごみ処理施設）での中間処理まで

受け入れ

- ・クリスタルプラザ、クリーンプラントの処理能力の範囲内にて受け入れ

4. 今後の予定

引き続き滋賀県、県内各市町及び一部事務組合で協議を進め、センターの参画条件が整った場合は、令和6年度中を目途に相互応援に参画し協定を締結します。

参考 災害対策基本法第2条第1項

災害暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業
既存焼却施設（クリスタルプラザ）解体撤去工事における地下工作物の取扱いについて

1. 全体事業スケジュール

年度	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
全 体	用地造成						
汚泥再生処理センター	実施設計	▼工事着工 建設工事	▼供用開始 試運転	運営管理(20.5年)			
熱回収施設	実施設計	▼工事着工	建設工事	▼供用開始 試運転	運営管理(18年)		
リサイクル施設	実施設計	▼工事着工	建設工事	▼供用開始 試運転	運営管理(18年)		
現焼却施設解体撤去						解体撤去工事	

2. 既存焼却施設（クリスタルプラザ）解体撤去工事における地下工作物の取扱い

地下構造物：撤去（ごみピット、煙突基礎等）

地下杭：存置（本数：334本、杭径：φ600・φ800、深さ：約GL-35m）

3. 地下杭存置に係る条件整理

環境省より下記のとおり、地下工作物の取扱いに関する通知が発出されており、条件を満たせば、地下工作物を存置して差し支えないとされています。

環境省通知 環循適発第 2109301 号/2109302 号（抜粋）

第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合における留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。…

①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。

②対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。

③地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。

④関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

①存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。

⇒存置する地下工作物については、地下杭（コンクリート杭）のみであり、存置したとしても生活環境保全上の支障は生じることはありません。

②対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。

⇒存置する対象物は既存杭のみであり、問題ありません。

③地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。

⇒次ページの検討結果のとおり、撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するもので、老朽化を主な理由とするものではありません。

④関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

⇒存置に関する記録（杭場所の座標データの図面等）を残し、適切に管理するとともに、土地を売却することになった場合には当該記録を開示することで問題ないと考えています。

